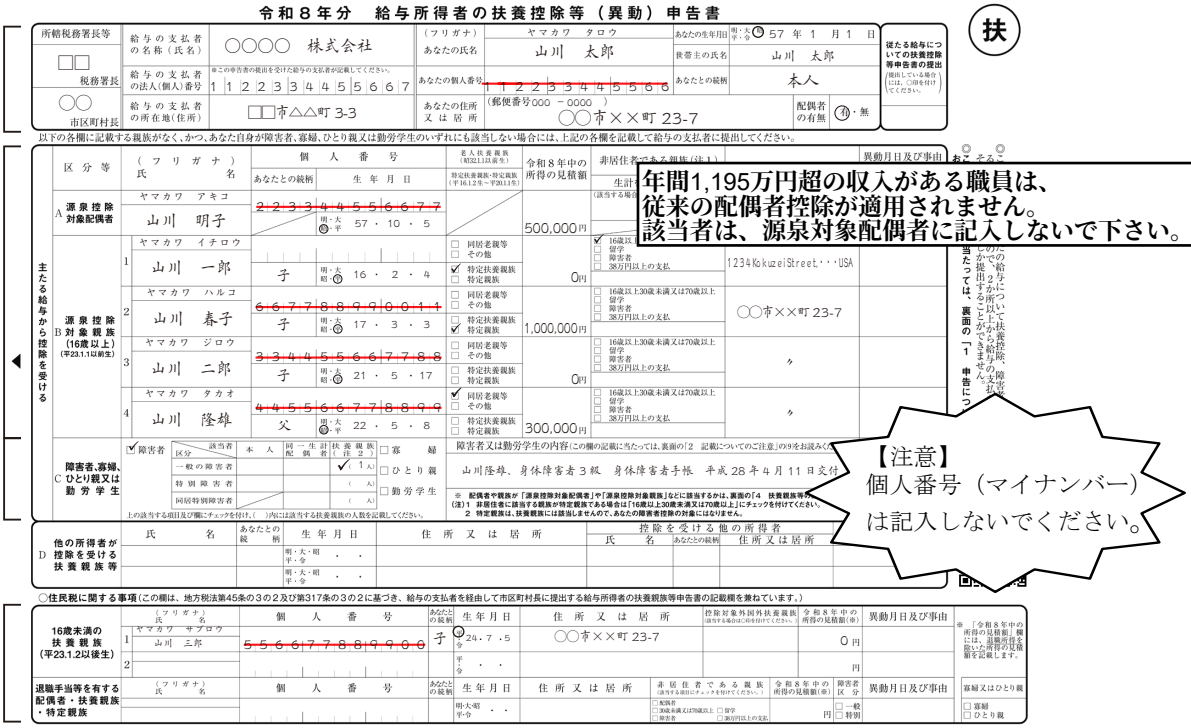
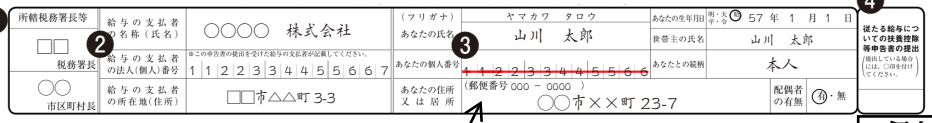
○　令和８年分　給与所得者の扶養控除等申告書

※　令和８年分の扶養控除等申告書においては、記載事項が「控除対象扶養親族」から「源泉控除対象親族」に改正されていますので、記載漏れがないようご注意ください。また、令和７年分の所得税から、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件の引上げなどの改正も行われていますので、併せて記載漏れがないようご注意ください。



1　氏名、住所などの記入



▶❶ 所轄税務署長等

給与の支払者の所[redacted]長を記載します。

住所は、原則として採用日現在の住民票登録地（確定申告される方はその住所地）を記載して下さい。

▶❷ 給与の支払

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の個人番号又は法人番号を付記するため、あなたが記載する必要はありません。

▶❸ あなたの個人番号

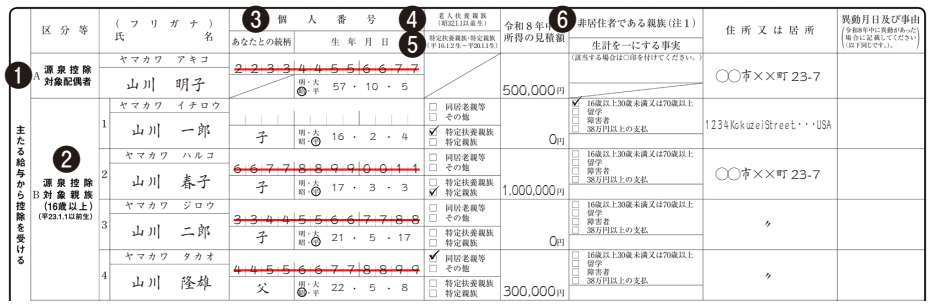
※個人番号（マイナンバー）の記載は不要です

あなたの個人番号を記載する必要がありますが、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

▶❹ 従たる給与についての扶養控除等申告書の提出

２か所以上から給与の支払を受けている人が、他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している場合に○を付けます。

2　源泉控除対象配偶者、源泉控除対象親族の記入



▶❶ A　源泉控除対象配偶者

あなた（令和８年中の合計所得金額の見積額が900万円以下の人に限ります。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で令和８年中の合計所得金額の見積額が95万円以下の人について記載します。

なお、年末調整において、配偶者（特別）控除の適用を受けるには、この欄の記載の有無に関わらず「給与所得者の配偶者控除等申告書」の提出が必要です。

▶❷ B　源泉控除対象親族

次の①又は②のいずれかに該当する人について記載します。

①扶養親族のうち、次のイ又はロのいずれかに該当する人（控除対象扶養親族）

イ　居住者のうち、年齢16歳以上の人（平成23年１月１日以前に生まれた人）

ロ　非居住者のうち、次のいずれかに該当する人

（イ）　年齢16歳以上30歳未満の人（平成９年１月２日から平成23年１月１日までの間に生まれた人）

（ロ）　年齢70歳以上の人（昭和32年１月１日以前に生まれた人）

（ハ）　年齢30歳以上70歳未満の人（昭和32年１月２日から平成９年１月１日までの間に生まれた人）のうち、「留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人」、「障害者」又は「あなたから令和８年中において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受ける人」

※「扶養親族」とは、あなたと生計を一にする親族（里子や養護老人を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で令和８年中の合計所得金額の見積額が58万円以下の人をいいます。

②あなたと生計を一にする親族（里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）のうち年齢19歳以上23歳未満（平成16年１月２日～平成20年１月１日生）で令和８年中の合計所得金額の見積額が58万円超100万円以下の人

▶❸ 個人番号

源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族の個人番号を記載する必要が

ありますが、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

▶❹ 老人扶養親族（昭 32.1.1 以前生）

源泉控除対象親族が年齢70歳以上（昭和32年１月１日以前生）の場合には、次のとおりいずれかにチェックを付けます。
①その人があなた又はあなたの配偶者の直系尊属で、あなた又はあなたの配偶者のいずれかと同居を常況としている人であるとき⇒「同居老親等」
②その人が①以外の人であるとき　⇒「その他」

▶❺ 特定扶養親族・特定親族（平 16.1.2 生～平 20.1.1 生）

源泉控除対象親族が年齢19歳以上23歳未満（平成16年１月２日～平成20年１月１日生）の場合には、次のとおりいずれかにチェックを付けます。
①その人の令和８年中の合計所得金額の見積額が 58 万円以下であるとき　⇒「特定扶養親族」
②その人の令和８年中の合計所得金額の見積額が 58 万円超 100 万円以下であるとき ⇒「特定親族」

▶❻ 非居住者である親族

源泉控除対象配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄に○印を付けます。
源泉控除対象親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が16歳以上30歳未満又は70歳以上である場合には「非居住者である親族」欄の「16歳以上30歳未満又は70歳以上」にチェックを付け、30歳以上70歳未満の場合には、「留学」、「障害者」又は「38万円以上の支払」のうち該当するいずれかの項目にチェックを付けます。

源泉控除対象配偶者や源泉控除対象親族が非居住者である場合、親族関係書類の添付等が必要です。
上記の「留学」にチェックを付けた場合は、留学ビザ等書類の添付等が必要です。

●（参考）

①収入が給与所得のみの場合の給与等の収入金額と所得金額の関係は、次の表のとおりです（特定支出控除の適用がある場合を除きます。）。

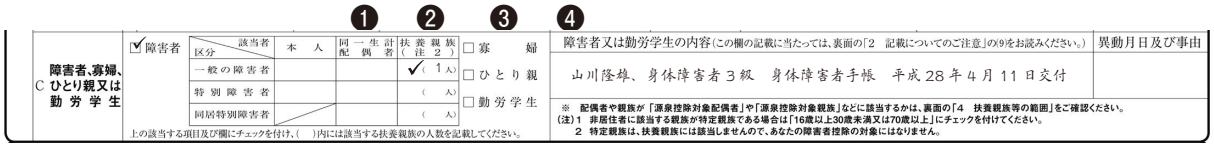
給与の収入金額		所得金額
所得金額調整控除の適用を受ける場合	11,100,000円	9,000,000円
所得金額調整控除の適用を受けない場合	10,950,000円	
1,650,000円		1,000,000円
1,600,000円		950,000円
1,230,000円		580,000円

②収入が公的年金等に係る雑所得のみの場合の公的年金等の収入金額と所得金額の関係は、次の表のとおりです。

	公的年金等の収入金額	所得金額
65歳未満	1,633,334円	950,000円
	1,180,000円	580,000円
65歳以上	2,050,000円	950,000円
	1,680,000円	580,000円

※　記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。

3　障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生の記入



▶❶ 同一生計配偶者

同一生計配偶者が一般の障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。
※「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、令和８年中の合計所得金額の見積額が58万円以下の人をいいます。

▶❷ 扶養親族

扶養親族が一般の障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。
なお、障害者控除の対象となる扶養親族は、控除対象扶養親族とは異なり、年齢16歳未満（平成23年１月２日以後生）の扶養親族も対象となります。

※特定親族は、扶養親族には該当しませんので、あなたの障害者控除の対象となりません。

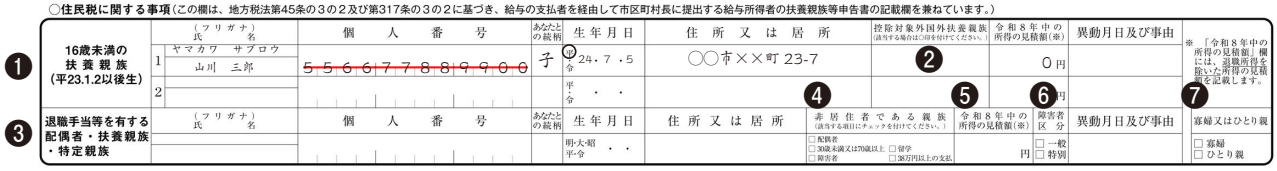
▶❸ 寡婦　など

あなたが寡婦、ひとり親、勤労学生に該当する場合にチェックを付けます。

▶❹ 障害者又は勤労学生の内容

左記の障害者又は勤労学生に該当する（人がいる）場合、その該当する事実やその人の氏名を記載します。
（例）障害者の場合…障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度（等級）などの障害者に該当する事実を記載します。

4　住民税に関する事項の記入



※１　記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。
２　住民税では、扶養親族等の要件とされる所得の金額には、退職所得の金額は含めないこととされています。
３　「住民税に関する事項」欄については、ご不明な点などがありましたら、お住まいの市区町村へお尋ねください。

▶❶ 16 歳未満の扶養親族（平 23.1.2 以後生）

年齢16歳未満（平成23年１月２日以後生）の扶養親族について記載します。

▶❷ 控除対象外国外扶養親族

国内に住所を有しない16歳未満の扶養親族に該当する場合に○を付けます。この場合、親族関係書類及び送金関係書類を令和９年３月15日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。

▶❸ 退職手当等を有する配偶者・扶養親族・特定親族

退職手当等（源泉徴収されるものに限ります。以下同じです。）の支払を受ける配偶者（あなたと生計を一にする配偶者で、令和８年中の退職所得を除いた合計所得金額の見積額が133万円以下であるものに限ります。）、扶養親族又は特定親族について記載します。

▶❹ 非居住者である親族

退職手当等の支払を受ける配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄の「配偶者」にチェックを付けます。
また、退職手当等の支払を受ける扶養親族又は特定親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が30歳未満又は70歳以上である場合には「非居住者である親族」欄の「30歳未満又は70歳以上」にチェックを付け、30歳以上70歳未満の場合には、「留学」（留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人）、「障害者」又は「38万円以上の支払」（あなたから令和８年中において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受ける人）のうち該当するいずれかの項目にチェックを付けます。
この場合、親族関係書類、留学ビザ等書類、送金関係書類及び38万円送金書類を令和９年３月15日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。

▶❺ 令和８年中の所得の見積額（退職所得を除く）

令和８年中の退職所得の金額を除いた合計所得金額の見積額を記載します。

▶❻ 障害者区分

退職手当等の支払を受ける配偶者のうち同一生計配偶者（あなたと生計を一にする配偶者で、令和８年中の退職所得を除いた合計所得金額の見積額が58万円以下である人をいいます。）又は扶養親族について、その配偶者又は扶養親族が障害者である場合は「一般」にチェックを付け、特別障害者である場合は「特別」にチェックを付けます。

▶❼ 寡婦又はひとり親

退職所得を除くと令和８年中の合計所得金額の見積額が58万円以下となる扶養親族を有することにより、あなたが寡婦又はひとり親に該当する場合に、チェックを付けます。

この申告書に記載すべき事項が、前年に勤務先へ提出した「令和７年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載した事項から異動がない場合は、その記載すべき事項の記載に代えて、異動がない旨を記載した申告書を提出することができます。この異動がない旨を記載した申告書を「簡易な申告書」といいます。
勤務先の指示に基づき、簡易な申告書を提出することができる場合は、「令和８年分　給与所得者の扶養控除等申告書（簡易な申告書）」記載例をご確認ください。